通学路に関する基本情報と図面確認について

１　通学路の基本情報

通学路とは、国の法令※において「児童が小学校に通うため、１日につきおおむね４０人以上通行する道路の区間」のほか「児童が小学校に通うため通行する道路の区間で、小学校の敷地の出入口から１キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童の通行の安全を特に確保する必要があるもの」とされています。

町田市立小学校では、毎年度、学校長が通学路の指定及び通学路図を作成しています。

町田市立中学校には、「通学路」の指定はありませんが、生徒が通学に利用する経路と小学校の通学路が共通する箇所については、小学校の通学路安全点検において安全対策を講じており、一定の安全を確保しています。

※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第４条

【通学距離・時間の基準・目安】

・文部科学省の基準・目安

通学距離の基準　　小学校　４キロメートル
　　中学校　６キロメートル

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

通学時間の目安　　おおむね１時間以内

（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引）

・町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（町田市立小・中学校共通）

通学距離の許容範囲　　徒歩でおおむね２キロメートルを目安

通学時間の許容範囲　　おおむね３０分程度を目安

２　通学路の安全対策について

町田市では、児童の通学の安全を図るため、町田市立小学校の通学路について定期的に関係機関と合同で点検を行っています。市内小学校を２つのブロックに分け、それぞれ隔年の実施としています。

学校長が指定した通学路について、学校は必要に応じて PTA 等保護者組織の協力を得て点検を行い、改善要望書を作成して教育委員会に提出します。教育委員会は、提出された改善要望書をもとに、各管理者（道路管理者や警察等）、学校、PTA 等保護者組織とともに現地で通学路の現状（登下校時の交通量や人の流れ等）を確認し、各管理者は対策案を検討・決定して回答します。

また、統合新設校では、通常の通学路安全点検とは別に、統合３年度前に通学路安全点検を行い、統合前年度末までに各管理者は安全対策を実施します。さらに、統合初年度にも通学路安全点検を実施し、新しい通学路の安全確認・対策を行っています。

３　図面確認について

（１）目的

学校候補地（現・小山田南小学校の位置）へ児童が安全に通学するために、想定される通学経路や、通学路を検討するうえで考えるべき視点やポイント（道幅や見通し等）、注意が必要な箇所などについて、ご意見をいただきたいと思います。

（２）図面確認の方法

- 図面確認は２グループで行います。
- 両校の現在の通学路図面を見ながらご検討いただき、ご意見を付箋にご記入いただきます。
- ご記入いただいた付箋を該当箇所の周辺に貼り付け、グループごとのマップを作成します。

※現在の通学路は、これまでの通学路安全点検を通じて、道路管理者や警察とともに安全対策を行っています。このため、学校候補地までの新しい通学路についても、基本的には現在の通学路を活用することを想定しています。

- グループごとにいただいたご意見を事務局が発表します。

（３）次回の検討会について

本日の図面確認でいただいたご意見をまとめて、11 月 9 日（月）の検討会で報告いたします。そのうえで、意見が集まったいくつかの箇所について、現地を確認する実地踏査を行いたいと考えています。